

審 査 メ モ

1 学校基本調査の変更

学校基本調査（以下「本調査」という。）について、調査計画のうち、「報告を求める事項」（以下「調査事項」という。）を、以下のとおり変更して実施する計画である。

(1) 調査事項の変更

ア 「休職等教員数」の男女別把握及び休職等理由区分への「介護休業」の追加
【学校調査票（幼稚園、幼保連携型認定こども園）】

① 休職等理由区分別の休職等教員数を把握する調査事項において、休職等理由区分に「介護休業」を追加するとともに、男女別の人数を把握するよう変更する。

		変更案				現行				
		8 「6」の本務者のうち 休職等教員数（再掲）				8 「6」の本務者のうち 休職等教員数（再掲）				
		園長・副園長・教頭・ 主幹教諭・指導教諭・ 教諭・助教諭・講師		養護教諭・ 養護助教諭・ 栄養教諭		園長・副園長・教頭・ 主幹教諭・指導教諭・ 指導教諭・教諭・助 教諭・講師		養護教諭・ 養護助教諭・ 栄養教諭		
男女別	休職	育	休職	育	計	休職	育	休職	育	計
	職務上の負傷疾病	その他	職務上の負傷疾病	その他		職務上の負傷疾病	その他	職務上の負傷疾病	その他	
男										
女										

(審査状況)

統計委員会答申（平成26年7月）^(注)及び公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）において、各学校種の調査票における関連調査事項との整合性等も勘案しつつ、休職等理由区分に「介護休業」を追加するとともに、休職等教員数を男女別に把握することが必要と指摘されたことを踏まえ、①休職等理由区分に「介護休業」を追加するとともに、②休職等教員数を男女別に把握するよう変更する計画である。

(注) 「諮問第66号の答申 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」（平成26年7月14日付け府統委第63号）

ただし、対象となる学校調査票（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、義務教育学校）及び学校通信教育調査票（高等学校）のうち、平成31年度（2019年度）調査では、調査統計システムの改修費用の確保の問題から、学校調査票の幼稚園及び幼保連携型認定こども園のみ対応し、残りの調査票については、平成34年度（2022年度）調査から対応することとしている。

これについては、変更内容そのものは、統計委員会答申及び第Ⅲ期基本計画の課題に則したものであり、おおむね適当と考えるが、一部の調査票に限定した対応としている

ことから、利活用上の支障等の問題が生じないか等について、確認する必要がある（論点については、後述「2 「諮問第66号の答申 学校基本調査の変更について」における今後の課題及び第Ⅲ期基本計画の課題への対応状況について」の論点参照）。

イ 専門職大学及び専門職短期大学の設置に伴う調査事項の追加【学校調査票（大学・短期大学）学生教職員等状況票、学校調査票（大学）学部学生内訳票、学校調査票（短期大学）本科学生内訳票】

- ① 学校調査票（大学）学部学生内訳票及び学校調査票（短期大学）本科学生内訳票において、「学士（専門職）課程」「短期大学士（専門職）課程」を把握する項目をそれぞれ追加する。

変更案

【学校調査票（大学）学部学生内訳票の場合】

1	昼 夜	□昼 □夜	間 間	2	課程別 □学士（専門職）課程	3	学部名	4	学所在地 (〒 -)	5	大学名

現行

1	昼 夜	□昼 □夜	間 間	2	学部名	3	学所在地 (〒 -)	4	大学名

- ② 学校調査票（大学・短期大学）学生教職員等状況票において、「学士（専門職）課程」及び「短期大学士（専門職）課程」の男女別在籍者数を把握する項目を追加する。

変更案

A カ ー ド	3	学生数	大 学 院					計			学部・本科のうち学士（専門職） 課程・短期大学士（専門職）課程 （再掲） 〔該当のない場合は料線を引く〕		
			博士課程		修士課程		専門職	男	女	計		男	女
			男	女	男	女	男						
昼	間	1											
夜	間	2											

現行

A カ ー ド	3	学生数	大 学 院					計		
			博士課程		修士課程		専門職	男	女	計
			男	女	男	女	男			
昼	間	1								
夜	間	2								

（審査状況）

学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正により、平成31年（2019年）4月から、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学及び専門職短期大学が創設されることから、各大学・短期大学における専門職課程の設置状況及び当該課程の在籍者数の実態を把握するための調査事項を追加

する計画である。

これについては、政策ニーズへの対応を図るものであり、おおむね適切と考えるが、利活用等の観点からみて必要かつ適切なものとなっているか等について、確認する必要がある。

(論点)

- 1 追加する調査項目（専門職課程の設置状況等）については、政策ニーズや利活用の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか。
- 2 本調査項目以外に、学校教育を取り巻く情勢の変化や報告者負担の観点から、更なる見直し・改善を図る余地はないか。

ウ 調査票中における表記の適正化【学校調査票（外国人学生調査票）】

「種別・国籍別外国人学生数」を把握する調査事項において、「国籍」の表記を「国籍・地域」に変更する。

変更案

現行

4 種別・国籍・地域別外国人学生数

種別	国籍・地域名	符号	男女別	大学・大学院				短期大学・高等専門学校			
				1	2	3	4	1	2	3	4
国				1							
				1							
費				1							
				1							
留				1							
				1							

4 種別・国籍別外国人学生数

種別	国籍名	符号	男女別	大学・大学院				短期大学・高等専門学校			
				1	2	3	4	1	2	3	4
国				1							
				1							
費				1							
				1							
留				1							
				1							

(審査状況)

我が国政府の立場として、政府刊行物において台湾を国あるいは政府として扱う表現の使用を避け、各種統計における台湾の記載ぶりについては、分類カテゴリーを可能な限り「国・地域別」又は「国籍・地域別」とした上で「台湾」と記載するよう、外務省から要請があったことを踏まえ、外国人学生調査票の「種別・国籍別外国人学生数」を把握する調査事項において、「国籍」の表記を「国籍・地域」に変更する計画である。

これについては、外交上の取り扱いに則り変更するものであることから、適切と考える。

(2) 集計事項の変更

集計事項について、①調査事項の追加・変更に伴う集計事項の追加・変更、②集計事項の表記の変更を行う。

(審査状況)

集計事項について、①調査事項の追加・変更に伴う集計事項の追加(2表)・変更(4表)、②統計利用者の分かりやすさ等の観点からの集計事項の表記の変更(3表)を行う計画である。

本調査結果から得られる集計事項は、政策課題を検討する上での有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも応えようとするものであること等から、おおむね適切と考えるが、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか等について、確認する必要がある。

(論点)

- 1 調査事項の追加・変更に伴い、追加・変更される結果表の表章様式は、具体的にどのようなものか。追加する調査事項に係る集計事項については、調査結果の利活用等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。
- 2 その他、作成される集計表については、調査結果の利活用等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。

2 「諮問第66号の答申 学校基本調査の変更について」における今後の課題及び第Ⅲ期基本計画の課題への対応状況について

【第Ⅲ期基本計画における記述】	
具体的な措置、方策等	実施時期
◎ 学校基本調査の幼保連携型認定こども園における非常勤職員の把握について、厚生労働省の協力を得て、社会福祉施設等調査の調査結果を活用した統計を作成・提供するとともに、それに伴う把握時期等の留意事項も併せて提供する。	平成 30 年度(2018年度) 調査から実施する。
◎ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分の結核を削除する。	平成 30 年度(2018年度) 調査から実施する。
◎ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分に介護休業の追加等の見直しを実施する。	平成 31 年度(2019年度) 調査から実施する。
◎ 学校基本調査における中学校卒業者の就業状況について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性にも留意した上で、雇用契約期間(無期・有期)別に把握する。	平成 30 年度(2018年度) 調査から実施する。
◎ 学校基本調査における中学校以外の学校種の就業状況について、順次調査項目を見直し、「統計調査におけ	平成 31 年度(2019年度) 調査から順次

る労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性・学校種間の一体性を確保する。	実施し、遅くとも平成 32 年度(2020 年度) 調査までに実施する。
◎ 学校基本調査における幼保連携型認定こども園に係る調査事項について、厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査との重複是正を検討する。	遅くとも平成 32 年度(2020 年度) 調査の企画時期までに結論を得る。
◎ 学校基本調査の調査統計システムについては、次期システム更新に向けて、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能なシステムへの変更を検討する。	平成 30 年度(2018 年度) から実施する。

(審査状況)

本調査については、「諮問第66号の答申 学校基本調査の変更について」における今後の課題のうち、平成28年度統計法施行状況報告審議において対応済みとされた「「年齢別入学者数」の年齢階級区分の細分化等」を除き、第Ⅲ期基本計画における課題とされている。さらに、第Ⅲ期基本計画に係る諮問審議の過程において、文部科学省の調査統計システムの改修費用が過大にかかるため、所要の調査事項の修正がすぐに対応できない点が問題とされ、調査事項の変更柔軟に対応可能な新たなシステムへの変更について検討することが課題として追加されている。

これらの課題のうち、休職等教員数における休職等理由区分への介護休業の追加等の見直しについては、平成31年度（2019年度）調査から実施することとされているが、上記1（1）アのとおり、システム改修費用の確保の問題から、対象となる調査票のうち、幼稚園及び幼保連携型認定こども園のみ平成31年度（2019年度）調査から対応するとしているが、他の学校種の調査票は、新たな調査統計システムへの移行時期に合わせ、平成34年度（2022年度）調査からの対応に変更したいとしており、第Ⅲ期基本計画に対応できていない。

また、中学校以外の学校種における卒業者の就業状況を雇用契約期間（無期・有期）別に把握することについても、平成31年度（2019年度）調査から順次実施とされているにもかかわらず、同様にシステム改修費用の問題から、平成31年度（2019年度）調査における対応を見送り、必要な予算を確保した上で、平成32年度（2020年度）調査から対応予定としている。

これらについては、第Ⅲ期基本計画が閣議決定されてから1年も経たないうちに対応を先延ばしするものとなっており、極めて遺憾であり、第Ⅲ期基本計画に即した適時適切な実施が望まれるが、実現可能性も考慮しつつ、適切かつ可及的速やかな対応を担保する観点から、実施不可能としている具体的理由及び今後の対応方針について確認する必要がある。さらに、今後実施が求められている他の課題への現時点での対応状況を確認するとともに、実施済みとしている課題についても適切な対応がとられているか確認する必要がある。

(論点)

- 1 委員会答申及び第Ⅲ期基本計画における課題のうち、実施済みとされているものは、必要かつ適切な対応が図られているか。
- 2 上記1以外の第Ⅲ期基本計画における課題への対応状況は、どのようになっているのか。
- 3 平成31年度（2019年度）調査で休職等理由区分への「介護休業」の追加等が一部実

施にとどまる具体的理由は何か。各学校種の調査票における関連調査事項との整合性や利活用ニーズへの対応等の観点からみて、支障等は生じないのか。基本計画の課題のとおり速やかに完全実施する方法・余地はないのか。今後、具体的にどのような対応を考えているのか。

- 4 上記3の要因になっている現行の調査統計システムの概要及び整備の経緯は、どのようなになっているのか。
- 5 現行の調査統計システムには、どのような課題があるのか。また、その課題に対し、具体的にどのような対応・改善を図ることとしているのか。
- 6 今後、次期システム構築までの間に調査事項の変更等の必要が生じた場合、統計ニーズへの的確な対応等の観点も踏まえ、どのような対応を図るのか。
- 7 次期システムの概要と構築に向けたスケジュール（工程表）は、どのようなになっているか。次期システムの構築時期の前倒しを含め、整備計画の見直し・改善を図る余地はないか。